

船舶事故調査報告書

平成28年2月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成27年10月13日 18時30分ごろ
発生場所	熊本県天草市御所浦漁港（本郷地区） 御所浦港本郷北防波堤灯台から真方位104°20m付近 （概位 北緯32°20.5′ 東経130°20.2′）
事故の概要	漁船豊漁丸は、南南西進中、防波堤に衝突した。 豊漁丸は、船長が負傷し、船首部に亀裂等を生じた。
事故調査の経過	平成27年10月29日、調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 豊漁丸、3.5トン
船舶番号、船舶所有者等	KM3-29874（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	本船 船首部に亀裂等 防波堤 なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 約5m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期 日没時刻：17時49分ごろ
事故の経過	<p>船長は、本事故当時、御所浦漁港（本郷地区）（以下「本件漁港」という。）の中央部に東西方向に延びる北防波堤の南側区域へ入港する予定であったが、夜間、本件漁港に入港した経験は過去約40年間で2、3回しかなく、本件漁港に設置されている灯台や簡易標識灯の灯質を把握していなかった。</p> <p>本件漁港には、漁港北東側から南西方向に延びる6号防波堤の南西端に簡易標識灯（以下「6号防波堤標識灯」という。）が、その南西方約110mの北防波堤西端に御所浦港本郷北防波堤灯台（以下「本件灯台」という。）が、その南方約90mの漁港南西側から北方に延びる南防波堤の北端に簡易標識灯（以下「南防波堤標識灯」という。）がそれぞれ設置されており、本件灯台と南防波堤標識灯との間が、本件漁港の南側区域への出入口となっていた。</p> <p>船長は、本事故発生前、左舷側に視認した6号防波堤標識灯の灯光を本件灯台の灯光と、右舷船首に視認した本件灯台の灯光を南防波堤標識灯の灯光と思った。</p>
分析	本船は、船長が、本件漁港に設置された灯台等の灯質を把握していなかったことから、本件灯台の灯光を南防波堤標識灯の灯光と思い、

	本件灯台の灯光の東側に向けて航行したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、本件漁港に入航する際、船長が、本件漁港に設置された灯台等の灯質を把握していなかったため、本件灯台の灯光を南防波堤標識灯の灯光と思い、本件灯台の灯光の東側に向けて航行し、北防波堤に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 航行する海域に設置されている航路標識等の状況を事前に把握しておくこと。